

選択的夫婦別姓を学ぶ

女性協拡大常任委員会開く

3月30日、オンラインで女性協常任委員会を拡大開催し、労連本部、各地連女性協担当者など一五名が参加した。

会議では一般社団法人あすにはの代表理事を務める井田奈穂氏をお招きし、「選択的夫婦別姓の法律が必要な理由と立法を阻むモノ」をテーマにお話を伺った。

「結婚後も自分の氏名のままで生きたい」と声をあげはじめてから約五〇年が経



夫婦別姓について大いに学んだ

過している。日本の歴史をたどると、もともと日本の戸籍も夫婦別姓で運用されていたが、1898年に夫

婦同姓というものが導入された。その後、幾度となく選択的夫婦別姓について議論が交わされてきたが、現在も日本では夫婦別姓は認められていない。井田氏より、自身が社会的に認知されている名前を法人登記するにあたり、ペーパー離婚を行ったというお話を伺い、現在の夫婦同姓の制度について参加者一同考えさせられた。

また、2024年3月には男女二名が夫婦別姓を求め、第三次別姓訴訟として集団で提訴した。選択的夫婦別姓に関して、司法の判断に期待が寄せられる。選択的夫婦別姓に関する活動を行っている中で、井田氏自身が誹謗中傷を受けることもあるという話を伺い、そのような困難があっても信念をもって活動している姿に感銘を受けた。

質疑応答の時間では、入籍後、改姓した際の社内での対応や、各々が感じたことを話し合った。各地連での報告では、若手の離職が増えていることや、子育てや生理休暇に関する諸要求について話し合った。

今年度の「女性のつとめ」は近畿地連が開催担当です。みなさんのご参加をお待ちしております。